

## 災害時における協定の締結について

### 1. 「災害時における相互応援に関する協定」の締結について

中野区では、5自治体と「なかの里・まち連携宣言」を行い相互に交流を図っているが、その中で災害時における相互応援に関する協定についても、既に山梨県甲州市、茨城県常陸太田市との間で協定を締結している。

今回、新たに群馬県みなかみ町と大規模な災害が発生し、被害を受けた自治体のみでは、応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について、協定を締結したので報告する。

#### (1) 協定締結先

群馬県みなかみ町

#### (2) 協定締結日

平成30年2月6日

#### (3) 応援の内容

- ①食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材等の提供又は貸与
- ②被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材等の提供又は貸与
- ③救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
- ④被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
- ⑤前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

#### (4) 経費の負担

応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。

#### (5) 参考(なかの里・まち連携自治体)

茨城県常陸太田市、千葉県館山市、福島県喜多方市、山梨県甲州市、群馬県みなかみ町

## 2. 「災害時における施設利用にかかる協定」の締結について

中野区では、災害時に交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が多数発生した場合を想定して、一時滞在施設の確保に努めているところである。

そこで今回、中野区内に営業所があるネットヨタ東京株式会社から帰宅困難者一時滞在施設の提供について、申し出があったので、災害時における施設利用にかかる協定の締結を行ったので報告する。

### (1) 協定締結先

ネットヨタ東京株式会社

### (2) 一時滞在施設名

ネットヨタ東京株式会社中野店（中野区新井二丁目 47 番 2 号）

### (3) 協定締結予定日

平成 30 年 2 月 13 日

### (4) 主な協力内容

- ①施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- ②備蓄している飲料水、食糧等を提供すること。
- ③施設内の休憩場所、トイレを提供すること。
- ④施設滞在者への情報提供手段を確保すること。
- ⑤中野区が用意する備蓄物資の保管場所を確保すること。

### (5) 提供の期間

災害が発生した日から 3 日以内とする。ただし、当該期間を超えて一時滞在施設として施設を使用する必要がある場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

### (6) 費用負担

施設等の使用は無償とし、その他一時滞在施設の運営に伴う費用は、合理性が認められる範囲で中野区が負担することを原則として、双方協議のうえ定めるものとする。